

再開 11:40

委員会を再開します。

次に、「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

○ 契約課長

それでは、補足説明をいたします。お手元に配付しております資料により、入札制度について御説明をいたします。

条件つき一般競争入札実施状況についてでございますが、1ページをお願いいたします。本年度の7月1日から一般競争入札を実施しているところでございますが、12月31日現在の状況につきまして御報告をいたします。左から工事名、工種等級等、それから予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。市長部局におきましては、16件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、建設一式工事が3件、土木一式工事が13件となっております。土木一式工事13件のうち、5件が鯉田工業団地造成工事における特定建設工事共同企業体によるものであります。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載をしておりますが、84.42%となっております。

次に、2ページをお願いいたします。2ページから3ページにかけては、上下水道局の一般競争入札の実施状況について記載をいたしております。上下水道局におきましては12月31日現在で23件の一般競争入札を執行いたしておりますが、その内訳といたしましては、土木一式工事が18件、市外によるものが5件でございます。その落札率につきましては、3ページが一番下の欄に平均として記載をしておりますが、81.54%となっております。

7月から12月までの6カ月間に全体で39件の入札を執行いたしたところでございますけれども、39件のうち36件が最低制限価格で応札をし、そのうち34件がくじ引きとなっておりますような状況でございます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただ今の資料及び補足説明を含め全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

資料の5番、6番、7番、8番、9番が鯉田工業団地造成工事の入札ですね。かなりな紆余曲折があったわけですが、現在、着工中ということなんですが、この間の急転直下の経済危機の状況の中で、工業団地を引き続き造らなければならないのかというのは、市民が誰しも思うところなんです。そこで、この五つの契約について、発注者が中途解約をできる契約内容あるいは法上の規定はどうなっておるか、まずお尋ねします。

○ 契約課長

中途の解除というようなことだとは思いますが、飯塚市契約規則の中に、契約の解除という第78条がございますけれども、これは市長が行う解除ということになりますけれども、契約の解除につきましては、飯塚市契約規則第78条第1項において、市長はやむを得ない理由により工事の継続または工事の完成が不可能であると認めるときは、契約の全部または一部を解除することができるというふうに規定されております。

○ 川上委員

その場合の補償の関係の規定がありますか。業者に対するその場合の補償の規定。

○ 契約課長

解除することができるという規定されておりますけれども、同条第2項においては、市長は前項の規定により契約の解除によって生じた契約者の損害を賠償するものとするということで定められておりますし、この場合において、賠償額は契約者と協議の上、定めるというふうに規定

されておるところでございます。

○ 川上委員

既に着工しておって、もういろいろ準備しておりますと、費用がかかりました、契約解除という場合の補償が要りますね、この補償。それから、もともとこの工事全体から期待しておった、受注から期待しておった利益も失うことになりますから、その補償、この前者と後者の補償については規定がありますか。

○ 契約課長

飯塚市契約規則の中にはそういうものはうたってはございませんけれども、法的に、一般的には、今、委員がおっしゃいましたように、例えば現在そういう解除が行われたとするならば、今までかかった費用、それから今後、今後といいますか、完成したときの得べかりしといえますか、発生する利益等々が予定されると思います。それについては、例えば協議の中で算出されるものではないかなというふうに思っております。

○ 川上委員

今、答弁があった内容については、落札請負業者は5工区とも承知していますね。

○ 契約課長

先ほどの規則、それから契約約款の中にも第41条にうたわれておるところでございます。

○ 川上委員

だから、請け負った業者は今のよう規定があることを承知ということですね。

それでは、請負業者の側から契約を解除するという規定がありますでしょうか。どういう規定になっていますか。

○ 契約課長

これは飯塚市工事請負契約約款の中にございますけれども、第42条に乙の解除権ということであつておまして、第1項に、乙は次の各号の一に該当する理由があるときは契約を解除することができるということでございまして、例えば、工事請負契約約款の第42条に、乙、いわゆる請負者の解除権があつておまして、その第42条第1項第3号においては、第18条第1項の規定による工事施工の中止期間、例えばこれは工事が中止された場合でございますけれども、そういった場合の工期の10分の5、これは工期の10分の5が6月を超えるときは6月を超えたときということで、そういった場合については乙の解除権が認められるものではないかと思っております。

○ 川上委員

例えば鯉田工業団地造成工事に当たっては、関係する自治会との間で、あるいは住民との間で、アンバランスな確認書をあなた方はとり始めていますね。例えば栗尾の関係で言いますとね、3行ぐらゐの確認書を書いておるでしょう。相手方は自治会の代表者です。署名、捺印があります。ところが、飯塚市側は縄田企画調整部長と、それから梶原経済部長、それから村瀬都市建設部長、で、市長の名前がないんですよ。それで、恵比須町のほうの確認書を見ますとね、町内会長がもう判を押して、あなた方に出しているんだけど、それを見ますとね、A4、2ページにわたっているわけです。栗尾で書いた3行ぐらゐの文言が最初にだけ書いてある。詳細です。こういう状況の中で、例えば栗尾の住民の方々がその事実を知れば、不安になるでしょう。そういうときに、仮に工事差し止めの訴訟が起こったとするでしょう。そういう場合は、裁判所がどういふふう判断するかわかりませんが、それによって工事が止まったと、それが6カ月に及んだという場合などは、請負業者は、自分の責めではないんだけど、止められる、もう解約だと。その場合の市の補償はどういふことになりますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:52

再開 11:52

委員会を再開します。

○ 契約課長

先ほども申しましたように、請負者が解除することができるという場合でございますけれども、それにつきましても、甲乙協議の中で算出というか、決めていくということになるかと思えます。

○ 川上委員

恐らく、それは協議が成り立たないと思えますね。一方的に請負業者のほうには責めがないわけですから。そういった事態のときには、恐らくかなり重大なね、乙というか、業者のほうから解約をするという事態になると、飯塚市には莫大な補償がかかってくると。市長の側からやむを得ない事態ということで解約すれば、それと比べれば、より少ない補償額で中止することができるというように思うんですね。いや、こういうことなんですよ。

それで、これについては質問を終わりますが、続けていいですか。

○ 委員長

どうぞ。

○ 川上委員

それでは、この1年間、入札制度改革をやってきておるわけですが、振り返ってみますと、一つの側面ですが、4月19日に市内の業者が発砲を自宅に受けました。そのまま続いて、深夜に一般ごみ収集委託業者、パッカー車が炎上するという事件があったんですね。それで、飯塚市及び住民団体としては、暴力追放生活安全推進住民大会などにおいて緊急決議を上げたり、行進をしたりして、許しがたいという意味を表明していったわけですが、その後すぐ、また市内業者が自宅に発砲を受けるということがあったわけです。

私は、昨年5月21日の総務委員会で入札に対する暴力団関連などの介入を許さない取組みについてお尋ねをしました。その後、皆さんがどういう取組みをされておるのかお尋ねしていきたいと思えます。まず、契約課に関連するところでは、いろいろ聞いたんですが、今後対策を強化する必要があるというようなことだったと思うんですね。それで、契約課のほうでどういう取組みを行ってきたかお尋ねしたいと思えます。

○ 契約課長

先の5月の総務委員会の中でもお話したかと思えますけれども、平成18年度ですけれども、これは県警のほうからの依頼に基づきまして、公共工事において暴力団等の介入があった場合には警察及び市に通報する旨の内容の文書を作成して、指名業者全者に対して配付いたしております。また、平成19年4月1日付で指名停止措置要綱を改正いたしまして、暴力団関係者からの不当介入を受けたにもかかわらず、これを市に報告せず、または所管の警察署に届け出なかったときは4カ月の指名停止措置を行うことを要綱に規定したところでございます。指名業者に対しましても、不当要求を受けた場合の通報を義務化したところであります。なお、このことにつきましては、設計図書の中にも暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置についてということで記載をしておるところでございます。

それから、その後、先ほど言いました暴力団排除条項、それから密接交際の禁止、それから不当要求行為等の通報義務等については指名停止措置要綱等に規定をしておりますけれども、あと一つ、暴力団排除という立場から、今後、契約の解除権と申しますか、そういったものについて契約約款の中において、そういった暴力団排除の要綱を盛り込むような形の約款の見直し等を考えておるところでございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

休憩 11:59

再開 13:00

委員会を再開します。午前中に引き続き、ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

午前中に昨年の5月21日の総務委員会以降の契約課の取組みを聞いたわけですが、契約解除権を盛り込みたいというようなことは考えておりますというようなお話でしたけれども、具体的な、例えば福岡県との関係とかいうことを含めて、もう少し詳しく経過を聞かせてください。

○ 契約課長

先ほど契約の解除権というところもお話をさせていただきましたけれども、昨年、福岡県警のほうより暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正施行等に伴う暴力排除活動の促進についてという依頼の文書がまいってきております。その中にも、自治体での公共工事等の暴力団排除につきまして、管轄警察署と連携の上、推進していただくような依頼の文書もまいってきておりますし、また、県内で契約の解除というものについてどういう状況であるか調べてみましたら、福岡県は平成20年4月から契約書を改正、そういう契約の解除を盛り込んだところの改正を行っておりますし、福岡市、北九州市、福智町で、今実際に約款の中において、こういった契約の解除をうたっておるようなところでございます。まだ県内においては数は少ないかとは思いますが、本市においても、こういったものの取組みと申しますか、解除権についても検討していきたいと、そういうふう考えておるところでございます。

○ 川上委員

直接関係がどのようにあるかはもちろんわかりませんが、1年のうちに発砲事件が相次ぐと、それから、市の委託業者のパッカー車が燃え上がるというようなことは、あちこちで起こっているわけじゃないです。やっぱり飯塚市がそれだけ暴力行為を許さないという決意を新たにしなければならぬと、特別な重要性があると思うんですね。そういった点では、これまで何をしておったのかということは、今日はさておくこととして、緊急に取組みを強めてもらいたいと思うんですけれども、やはり副市長の決意というのが重要だと思うんですが、いかがですか。

○ 総務部長

契約のほうを所管いたします部長といたしまして、また、安全安心のまちづくり、こういった防犯体制についても私どものほうで所管をいたしております。質問者が言われる案件につきましても、入札制度、これに関連するものとして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

部長からも答弁があったんですが、少しやっぱりぬるいんじゃないかと思うんですね。それで、部長の所管ではあるんだけど、暴力団等のこの間の動向の特徴、暴力団の活動というのは沈静化しておるのか、全体として、それとも活発化に向かっておるのかね、そういった御認識はどうでしょうか。

○ 総務課長

最近の暴力団の状況でございますが、平成19年中の飯塚警察署管内におけます暴力団の犯罪検挙状況でお答えいたしますと、平成19年中、暴力団が関与しました殺人事件が1件、傷害事件が3件、窃盗事件が3件、その他2件ということで、計9件、検挙状況としては上がっております。全体の刑法犯の検挙件数といたしましては、19年中には1,234件でございますので、これが少ないのか、多いのかというのはちょっとわかりませんが、そういった状況でございます。なお、これらにつきまして、入札制度に直接関係があるかどうかという点については、ちょっと不明でございます。

○ 川上委員

暴力団のほうは、利権をめぐっては、利権がありそうだとするところにはどこにでも突っ込んでいくわけですから、ここは入札だからこれ以上は突っ込まないとか、向こうは考えないわけですね。だから、全体的な暴力団等の動向の状況認識をやっぴりきちんとしておく必要があると。やっぴり今こういう経済状況のもとで、あるいは国の、あるいは公共団体の暴力団封じ込め取組みが強まれば強まるほど、いろんな手練手管で出てくるという状況があるかと思うんですよ。だから、それに負けないことが重要だと思うんですね。

そこで、契約課関係は聞いたんですが、同様に昨年5月には、私は、市有地の売却をめぐる問題について、福岡県が暴力団関係等の介入を許さないということで制度を強化しておるといことも紹介しながら、本市の取組みを強化するべきではないかというふうに述べました。その後どういう取組みを行ったかお尋ねをいたします。

○ 管財課長

先日の総務委員会におきまして、福岡県警察本部に新しい暴力団の入札に関する排除についての取組みがなされておるといことでしたので、もちろん新聞にも載っておりました。その後、福岡県の財産活用課、それから警察本部刑事部組織犯罪課、それから飯塚警察署等に出向いております。その中で、福岡県が警察と合意書を交わしております。それにつけております誓約書兼承諾書というのがございます。これにつきまして、この中をちょっと読ませていただきますと、「下記事項について事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議申し立てを行いません」と。それから、「なお、市有地購入申し込み資格、一般競争入札、価格公示等の確認のため、貴市が福岡県警察本部等の関係機関に照会することについて承諾します」といようなことで、暴力団関係者ではございませんとか、そういうことと関わっておりませんとい内容の承諾書を申込者について提出をさせていただいております。

その中で、実際、申込者を警察のほうに確認するにいたしましたら、警察本部との合意書なり覚書が必要となりますが、御存じのように、こういう一般競争入札等につきましても、管財課の公有財産もございますが、もちろん契約課もございます。建築住宅課の住宅の入所の関係もございしますので、警察の照会まで文書を出してはいたしておりません。ただ、先ほど申しました、承諾書を取りまして、いつでも警察に照会しますよといことで抑止力にはなると考えて、現在、9月から実施をいたしてあります。

○ 川上委員

それで、実績はどうですか。

○ 管財課長

一般競争入札は3件ございました。価格公示が4件、それから隣接者払い下げの随意契約8件の計15件でございます。

○ 川上委員

それで、結果どうだったかといことなんですよ。

○ 管財課長

先ほども申しましたとおり、飯塚署のほうの確認までは現在のところできない状態ですので、私のほうでその中身を判断した結果、該当はございませんといことでございます。ゼロ件でございます。

○ 川上委員

5月の総務委員会で総務部長は、調査権というのは限界がございすといわれました。誓約書兼承諾書というものも取っている。しかし、捜査機関にも照会しないで、「私の考えでそういう団体はない」とい答弁なんですよ。どういことでしょうか。

○ 総務部長

直接これは工事関係の入札制度ではないわけでございますけれども、前の総務委員会で御質問がございました。これにつきましては、県警のほうにお願いをいたしまして、県警のほうとの合意、これがまだ最終的に事務作業としては整っていないと、お願いについてはずっとしておるといいう状況でございます。

○ 川上委員

だから、結局、去年の5月からあなた方がしたことは、誓約書兼承諾書を15件書いてもらったと、手元にあるというだけなんですね。あなたが「そういう関係者はいない、私の判断では」ということを言うことはできないでしょう。だから、これは書いてもらったけど、調査していないというのが現実なんです。

一方、5月の総務委員会のときは、管財課長はこういうふうに答弁されたんですよ。「委員言われるように、今後は県などに確認いたしまして、県警とも御相談しながら、県並みにするように努力はしたいと考えております」と。覚えておられるでしょう。あなたの言っている県並みというのは、今言った程度ですか。違うでしょう。県並みに向かっていく途中なのか、ウサギとカメみたいにもう休んでしまっているのかね、どちらですか。あなたが言っている県並みにというのはね、どういった状況なんですか、どういった姿なんですか。それを聞かせてください。

○ 管財課長

県のほうでは、申込者に対して必ず県警のほうに合意書に基づき照会をいたしております。それに向けて努力したいということでございます。

○ 川上委員

時々、委員会の会議録をあなた方も振り返って読んだほうがいいですよ。その5月のときの私の質問はね、最近の暴力団の公有地に対する関心というのは転売利益だという指摘をして、そして、落札者が暴力団関係者に該当する疑いですよ、疑いがある場合は契約締結を留保し、県警と協議の上、再調査、契約締結の可否を決めるとかね、それから、売買契約書において風俗営業等への転売等の禁止については、従来の5年間から10年間に期限を延長する。ここからですよ、暴力団の排除の徹底という観点から、新たに暴力団の事務所に限らずその他これに類するものについては、期限を定めず供することができないとしたこと。いっぱい書いてあったでしょう。こういうことについては、県に問い合わせたときには聞いていないんですか。

○ 管財課長

先ほど言われましたように、暴力団の警察に対する照会、それから、転売の延長等の話は聞かせていただいております。

○ 川上委員

誰から聞いたんですか。委員会で私から聞いたんですか。あなたは「今後は県などに確認いたしまして」と言っているじゃないですか。県に確認したんですか、そういうことも含めて。

○ 管財課長

福岡県の総務部の財産活用課公有財産係のほうに、全てではございませんが、警察に対する確認書並びに転売禁止の延長等の話は聞かせていただいております。

○ 川上委員

それがいつかということも大事なんです、その5月から今日まで9カ月たとうとしているんですよ。あなた方は、そういう確認をしておきながらね、9カ月たってもこの誓約書兼承諾書を15件出してもらっただけなんです。それ以上は何にもしてないわけね。なぜ進まないのかと。あなた方がそういうふうにもぬるい対応をしておる間に、発砲事件も起きれば、それから、暴力団の動向としては、転売利益からさらに土地の売買をめぐる様々な形で權益を要求していくと、従来からそうかもしれないけど、そういう傾向が強まっているわけですよ。だから、こんなにぬるい対応をしておっては大変なことになると思うんです。

そこで、一旦これは切りますが、管財課の職務とは何かということなんです。管財課の職務を見ますとね、事務分掌を見せていただきますとね、13項目ありますね。この中で、市有財産、土地の売買に関する事、取得及び処分に関する事というのがありますね。市有財産の取得及び処分に関する事、これは2です。5に市有林、普通林に関する事というのがあります。こういうのがあるんだけど、ちょうどあなた方が緩い対応をしているその頃、潁田の下勢田2060の1、市有林がありますね、大平山とも呼ぶそうですけど、この測量を行っていますね。いつ、何の目的で測量を行ったんですか。お尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:20

再開 13:21

委員会を再開します。

○ 川上委員

それで、管財の職務はそういうことがあるんだけど、この中で、公有財産を扱う場合には、この間も言ったんだけど、公有財産管理規則があるでしょう。入札かける前に、あなた方はこの規則に基づいて仕事をしなければならんわけですね。この間言いました、この中で、売ればいいというものではなくて、公有財産管理規則第4章処分第32条、この中で公共の福祉に適合するとともに、財政の運営にも寄与するように総合的に考慮して行わなければならないというところがある。ですから、あなた方は、市有財産を入札にかける前に、この対象物が、あるいはその行為が公共の福祉に適合するかどうかを十分に吟味しなければならんわけですね。それを、あなた方は十分に行っていないのではないかと考える例があるわけですね。だから、このことについて少し立ち入って聞くことは、あなた方の入札に対するまじめさを問うことにもなると思うので、今からお尋ねします。

それで、先ほど言いました下勢田の大平山、測量を行いましたね。何の目的で、いつ行ったのかお尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:23

再開 13:23

委員会を再開します。

○ 川上委員

測量しましたね。これは間違いありません。測量して地元にも話をし、地元住民とも話をし、さまざまな批判、反対、不安の声を押し切って、あなた方は入札をしようとしていますね。その入札がまともかどうかについてね、質したいわけですね。だから、今の入札制度に基づいておるとあなた方は言うと思うんだけど、私からすればね、今の入札制度を構成する様々な規則があるけれども、これに抵触している面があると思うんですよ。だから、抵触しておれば、そこを指摘しなければならんし、それで、こういうひどいことが市の今の規則のとおり進むのであればね、規則も制度そのものも考え直さないといけないでしょう。だから、机上の空論ではなくてね、今、目の前で進もうとしている事態をお聞きして、制度の改革についてお尋ねをしようというわけですね。ですから、まず測量、いつ、何の目的でしたのかお尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:25

再開 13:27

委員会を再開します。入札についてのみ答弁くださいね。

○ 管財課長

一応うちのほうといたしましては、普通財産の土地につきましては、原則一般競争入札にて売却をいたしております。勢田のほうの地区の、先ほど山林と言われましたけれども、それも一般競争入札にて売却を計画しているところがございます。

○ 川上委員

繰り返し言っていますけれども、予定をしておるといっただけで、公有財産管理規則によって公共の福祉に適合することが入札の前提なんです。ところが、あなた方のこの間の行為を調査するとね、適合を確認していない。むしろ適合していないというふうに地元住民からも批判を受けているのに、入札をやろうと強行しようとしている。いつ入札の予定ですか。

○ 総務部長

私ども、普通財産、これは行財政改革の中でも処分していこうということで準備しておりますし、そういう処分に当りましては、公有財産調整委員会、ここで関係部局の意見を聞きまして処分が大丈夫かどうかというようなことを審議いたしまして、その意見に基づきまして一般的に処分をいたしております。ですから、そういった形の中での処分というのは、一つ、二つではございませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

私が聞いたのはね、この勢田2067の1、この土地の入札をいつするつもりなのかと聞いているんですよ。

○ 総務部長

今、質問者が言われます物件の処分についての準備を行っておることは事実でございますが、入札の日がいつかということについては、まだ未定でございます。

○ 川上委員

その未定というのが、公共の福祉に適合しておるかどうかが検討するのに時間がかかるということなのかもしれません。私が調査した範囲では、あなた方は昨年9月に測量を実施していますね。一般競争入札で1,100万円で仕事をしておるじゃないですか。それで、11月には決算特別委員会を挟んで不動産鑑定も行っていますね。その費用60万円と。11月に下勢田自治会長と2回協議している。12月に2回協議をして、12月3日に下勢田で地元説明会をして、69戸のうち28人が集まった。で、圧倒的に反対と。理由は、この山が売却されて開発行為が行われると、水害が心配されるという声があったんですね。そこで、あなた方は1月、下勢田自治会長とまた2回協議をした。1月27日には総務部長と管財課長が5時20分から下勢田に住んでいる市職員だけを集めて、市長部局も、それから上下水も、議長の支配下にある職員にまで案内をかけた。そして、特別な相談をしたわけです。そして、2月1日にもう一度、地元の自治会長さんたち、住民の方々と話し合いをしたということになっていますね。今言った事実、間違いがあったら指摘してください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:30

再 開 13:31

委員会を再開します。

○ 川上委員

私もこの山に登ってみました。やっぱりね、あなた方は相当入札を急いでいるようです。もう足かけ4年になるそうですから、相当急いでいるようだけど、公共の福祉の適合ということについてね、十分な検討のないまま入札というのはいただけないと思うんですよ。私は、まず、あなた方が水害について十分な検討をしていないと。7・19水害のときにどれだけ地元で災害が及んだか調査してないでしょう。その調査記録は頼田の支所にしかないんですよ。ところ

が、あなた方は颯田の支所に行って水害の実相を把握してないということがわかった。それから、この区域の中に保安林が3カ所ありますね。そして、隣接の市有林の中にも1カ所あるでしょう。ここの開発が、もう内部の売却の中にあるやつは別でしょうけど、外にある市有林、植生にどういう影響を与えるとか、そういったことも考慮してない。

だから、こういう状況の中でこのまま入札を進めていくのは、飯塚市の入札制度の不備を縫っていきようなやり方であって、私は承服しがたい。市長、こういう入札の準備のあり方、入札の実施については、私はおかしいと思うんですよ。大体、市長も状況は把握されておるでしょう。だから、これはぜひ入札制度改革をきちんとするまで、今回の入札については、この土地の売却の入札については止めるべきだと思いますが、どう思われますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:35

再 開 13:35

委員会を再開します。

○ 総務部長

私ども先ほど申し上げましたように、土地の、財産の処分につきましては、公有財産調整委員会、そういったところで関係部署との調査もいたしておりますし、諸法を守っての処分と、開発諸法ですね、いろんな法律がございますので、脱法行為ということは、当然行政ですからやりませんし、遵法の中での対応を心がけておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 兼本委員

資料で一般競争入札、これも行政のほうも市内業者育成、それから議会のほうも市内業者育成という形で、大きな工事であっても市内業者を対象にした条件付き一般競争入札やっているわけです。聞くところによりますと、一般競争入札に応募する市内業者が受注しても、下の下請が何かどうも市外業者を下請に入れていると。せっかく行政が市内業者を育成という形で市内業者に経済効果をもたらせるために、市内業者をせっかくしてもらっているのはありがたいけれども、実際に下請に入りよるところは市外業者が入るのがかなりあるというような話を聞くわけですよ。下請までは、行政としては制限はなかなか難しかろうと思いますけど、よその自治体か自衛隊か県か知りませんが、こういう工事をやる時にはこういう下請業者を使いますというような一覧表を出させて、行政が考えておるような市内業者に経済効果を当たらせるような、市内業者を下請業者に入れるというような、業者まで提出するというような話をちらっと聞いたんです。本当かどうか、私見たことないからわからないんですけど。ぜひそれを、そういうものがあるのかあつてないのか調査していただいて、もしもそういうふうなところがあつているような公共工事があれば、当然飯塚市においてもそれに準じたような形のもの、それが絶対駄目ということじゃないと思うんですけどね。そういう形の中で行政がやっぱり特に今のような経済情勢の中で、市内業者に経済効果を与えようと思つていろんな意味で考えてやつているのが、業者さんがそれを本当にわかっているかどうか。逆効果になっているような感じもしますから、調査していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○ 契約課長

仕様書等の中には、地元業者及び地場産業製品等を最優先するというような形の文言等を入れておるところでございますけども、今お聞きしますと、そういう、市外に「流れている」という言い方はおかしいかもわかりませんが、そういったこともあるんじゃないかということも今お聞きしましたので、その点につきましては調査研究等を進めてまいりたいと、そうい

うふうに思っているところでございます。

○ 兼本委員

ぜひお願いします。

それともう一点、先ほど課長の説明の中にもありましたように、最低制限価格で入れてくじ引きというのが結構あるわけですね。最低制限価格でいくということになりますと、各業者がどの辺で自分のところの特色といいますかね、を出すかというようなものがなかなかわかりにくいと思うんですよね。昨年からいろいろこの中で工事内訳書の提出なんかしたらどうかというような話があっておりましたけど、そういうものを、工事内訳書なんかを入れることによって、例えばその業者が最低制限価格で入れたけれども、その業者の特色とか、こういう形でこの辺は例えば材料は手持ち材料があるから落とすけれども、ここのところは自分のところは力を入れてやるんだというような、そういうふうな業者の特色とかいうようなものも見られるんじゃないかと思えますけど。昨年からこれは川上委員も工事内訳書の話はされておったと思えますけど、その点はどのような方向で検討されているのか、ちょっとお示してください。

○ 契約課長

最低制限価格に応札者が多いということで、先ほども御説明申し上げましたけども、34件がくじ引きになっております。このことから先ほど言われました、それ以前の総務委員会の中でもいろいろ御指摘を受けたところでございますけれども、工事費の内訳書の提出については、契約課といたしましても、そういった最低制限価格に多く来ておるところも考えた中で、工事費の内訳書の提出については、新年度からというふうな考え方を今持っておりますけども、これにつきましては入札制度の検討委員会等々ございますので、その中でお諮りするなど、まだ実際にはそれが、事務的にまたこれを導入しますと、時間的といいますか、その入札においての時間等も要することから検討するところはあるかと思えますけども、そういった中で検討する中で、導入の方向でできればというところで、契約課の中では今整備を進めておるところでございます。

○ 兼本委員

県におきましては、たしか5千万円以上については工事内訳書提出とかいうような形を聞いておりますけど、飯塚市におきましても5千万円が妥当なのか、それ以上の大きな金額が妥当なのかちょっとわかりませんが、いずれにしても新年度は公共工事は随分ずっと減ると思いますのでね、試験的にちょっと何件かそういうようなものを何千万円って決めてやってみたら、そしてやればいいんじゃないかなと思うし、また特に昨年、専門職を採用できるというような条例の中で、あれは学校の教員を対象にしたようなところでしたけど。その中でお聞きしましたら、そういうふうな技術関係の専門職も採用するのはできますよというような答弁もいただいておりますので、そういう人を活用しながらひとつやっていくと、また違った面での技術の特色というのが、例えばA業者、B業者、C業者、同じ最低制限価格で入れて、本当にどういうふうな内容でやっているのかというようなものも全然つかめないのよりも、そういうものをつかんでやるほうがいいんじゃないかと思えますので、ぜひ新年度からというような検討ですので、入札制度検討委員会でよく諮問されまして、ぜひ取り入れるなら、公共工事が多いときだったら大変だろうと思えますけど、恐らく来年は公共工事はずっと減ると思いますので、ぜひそういう形で取り入れてもらうように要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 安藤委員

1点だけ質問させていただきますけれども、この一般競争入札を取り入れたいきさつの中には、談合防止という部分も大きな要因であったというふうには思っておりますけれども、この1ページを見ますと、3番と4番になりますけれども、これ応札者、くじ引きが1社ずつという

ことになっておりますけれども、これの事情についてちょっと説明していただけますでしょうか。

○ 契約課長

この3番目と4番目のところでございますけれども、最低制限価格に応札社が1社だけということで、これはくじ引きではございませんで、1社応札という形でございますので、くじ引きは行っておりません。この1社で決定ということでございます。

○ 委員長

ほか質疑ありませんか。

○ 市場委員

すみません、ちょっと兼本委員さんとダブるところがあるかと思えますけど、たしか鯉田の工事のときに、国から最低制限価格が大体85%ぐらいでというような形の指導があったというのを聞いた気がするんですよ。確かに鯉田は84.99%ですが、70%台とかありますよね。この辺についてちょっと、いわゆる最低制限価格の決定者と、なんで70%台があるのかという説明をお願いしたいと思います。

○ 契約課長

この最低制限価格の設定につきましては、国の低入札の調査という中のモデルを採用しておるわけでございますけれども、この中の計算において最低制限価格を設定する上でのモデルの計算といたしましては、大まかに言いますと3分の2から10分の8.5という中で設定されたものでありまして、例えば直接工事費、それから管理費等々計算式があるわけでございますけれども、3分の2から10分の8.5の間でその計算によって導き出された価格がそこであれば、そこで最低制限価格ということでありまして、例えば直接工事費等計算した中で、直工費が高いということがある場合にはやはり85%というところの額を超える等々が想定されますけれども、そういった場合については85%という形の最低制限価格での設定がなされておるわけでございます。この計算においては、設計額等々で内容が、工事の種類等によっても変わってまいりますので、一概に幾らということとは想定できないところであります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13：46

再 開 13：46

委員会を再開します。

○ 市場委員

誰が決めるか、言えないなら言えないって、一応答えてもらいたいと思いますが。

○ 契約課長

これにつきましては、計算について今説明を申し上げましたけれども、最終的な決定については、事務決裁規定に基づいて決裁をいただいているところでございます。

○ 市場委員

計算式があつて、それで決めているということですけど、もうこの入札が基本的にはくじ引きになっていきますよね。もうおおむね1年ぐらいですけど定着して、みんな最低制限価格でほとんどの人が応札しているという状況の中で、やっぱり先ほど市外に流れるという話もありましたけど、70%台で出して受けたら、下請に出したときには大体2割とか天引きしたときに、もう市内で受け手がなくて、結局探して回るような状況が出てくるんじゃないかと思うんですよ。今みたいにもう最低制限価格でほとんどくじ引きだったら、この辺はちょっと85%というほうに、やっぱり近づける努力をしていいんじゃないかと私は思います。というのは、ちょっと今日、技術職の方は来てないみたいだけど、例えば七十二、三%で受けたら、追加工事ときに職員がものすごく実際に困るんじゃないかと思うんですよ。追加工事をできないという

ような、そういう例はないですかね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 契約課長

契約課においては、そういうことは聞いておりません。

○ 市場委員

今言っているのは、ちょっとわかりにくかったかと思いますが、あと追加工事が100円であったら73円で受けにやいかんわけでしょう、その人は、同じ工事の中で。そしたら、もう受けたくないというような話が出てくる可能性がかなりあるんですよ、現実には。わかりませんか、言っていることが。だから、技術職の方は、それを仮に「受けない」と言われたときにはどうしようもないじゃないですか。追加工事というか、工事をちょっと足したりするときに。それで、結局、別途随契やらで、また工事をしないといかんというような状況が、余り最低制限価格が安いと出てきはしないかという心配をしているわけですよ。その辺についての心配はないんですかね。

○ 契約課長

今、おっしゃいましたような状態といたしますか、ことにつきましては、技術部局のほうから、そういう話は私のほうには来ておりませんので、どういった答弁をしていいのかちょっと今ここではわからないところでございます。

○ 市場委員

ぜひそれは生の声を聞いてやってください。それで、先ほど契約の話出てましたけれども、公契約というんですか、公契約ということが今話題になっていますのでね、先ほどの勉強にあわせて公契約の部分もぜひ学習していただきたい。要望して終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。(委員長席交代)

休憩 13:50

再開 13:50

○ 副委員長

委員会を再開します。

○ 原田委員

先ほどの3番目と4番目の工事なんですが、これ結局は最低制限価格の業者が1社ということなんですよ、1社だけだったということでしょう。だから、くじ引きにならなかったということですよ。それ以外見ますと、13社、12社、15社というのは、ほとんど近くがもうこれくじ引きになっているわけですよ、最低制限価格で。この3と4だけが1社だけが最低制限価格で、あとはそれ以上あったということでしょう。これについて何か不自然さというのは感じなかったんでしょうか。最低制限価格であればどこでもいいよという問題じゃないと思うんですよ、これ。これどういう経過があったのか、教えていただけますか。

○ 契約課長

これの応札の中身につきましては、それぞれここに参加された業者さんの競争入札の中で執行されたものでありますので、その中身については適正に入札が行われたと、私どもはそういうふうに思っております。

○ 原田委員

私の言い方もちょっと悪かったですね。結局、最低制限価格でありながら、ここに談合という形のものがあるのではなからうかということをお尋ねしたいんです、はっきり言ってしまう。だから、最低制限価格であればどこがとってもいいじゃないですかと言われれば、それまでですよ。しかしながら、競争入札ですから、ここに競争性というのが当然出てこなきゃいけない。何でここだけが1社、1社かなというのは、これ見たときに正直なる私は感想を持ったから言っているんです。何で最低制限価格が1社だけなんですか。これ契約課長に聞

かれたってわからないと言われれば、それまでですけどね。だから、こういったときには今までの前後をずっと見てみますと、明らかにここだけちょっと異色なんですよね。こういうことについては何ら調査対象といったらおかしいですけど、競争性ということに関してはどんなふうに考えてあるんですか。ちょっとそこだけ私はぜひお尋ねしたいんですよ。安ければいいというものじゃないと思うんですけどね。

○ 契約課長

ここで1社、1社ということでございますけども、ほかのところも数社、最低制限価格で応札したところありますけれども、ここの3番目と4番目については1社、1社ということでございますけれども、内容についてこれはどうであるかということまでは、その内容について答弁というのはちょっと難しいかと思えますけども、やっぱり契約課としましては、適正に行われたと思っておりますし、その下の5番以降、鯉田の工業団地造成、もし関係あるとするなら、そういう例えば応札者数が少ないといったところからすれば、鯉田工業団地の同時発注した関係で、そういった部分が応札者数が少なくなってきた可能性もあるかもわかりませんが、談合情報とかそういったものはあっておりませんので、適正な入札というふうに私としては思っております。

○ 原田委員

こういった形で入札制度が改正になりまして、ほとんどが最低制限価格でいっています。その中で私が何か新たな出口といったらちょっと語弊がありますが、やり方が出てきたんではなかろうかと思うわけなんです。確かに、鯉田工業団地の部分で、今課長が答弁あったようなことが確かにそれはあるかと思えます。しかしながら、応札者、その以降見ても12社中9社がくじ引きですよ。14の14、13の10、15の3、11の5です。それから、1つ飛んで12の12ですよ。ここだけが1、1というのは不自然じゃないかなと、何でそこで思われなかったのかなと。これが一つの手口になって、次また最低制限価格ですから、1、1がずっと続いてということも十分に考えられるんです。そういったこともぜひとも警戒していただきたいと、私は思っているんです。だから、法的にはそれは適合していますよ、もうちゃんとのっとしてやっているんですから。しかも最低制限価格です。最低制限価格ですよ。どこにもいちゃもんつけられることないでしょうと言われてたら、そうなんです。さあそこで、競争性とかそういったものはどうなるのかなということなんです。一般競争入札でしょう。競争は見えないんです、ここに。新たに意図されたものが隠れているような気がするんです。だから、ちょっと今言っているんです。こういう場合は、じゃあ法的にのっとしてやっていますから、例えば最低制限価格がずっと今後1、1、1、1に右側が並んだときに、これは法的にはきちんと対応しておりますから問題ございませんとずっと答弁されるおつもりですか。

○ 契約課長

今おっしゃったように、例えば1、1、1というような1社だけということが続けば、当然、私どもとしては内容といたしますか、そういう原因についてはある程度そういった中について目を光らせるというようなことも大事なかなと思っておりますし、今ここ2件についてでございますので、今後もそういったものを注視しながら対応していきたいと思っております。

○ 原田委員

私、一つの変な意味での流れみたいなのができたら困るので、これぜひとも今後注意していただきたいと思えます。

○ 副委員長

暫時休憩します。(委員長席交代)

休 憩 13:56

再 開 13:56

○ 委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を2時5分といたします。

休 憩 13 : 57